

議案第16号

琴浦町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律  
第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和2年琴浦町条例第 号

琴浦町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

琴浦町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年琴浦町条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前																										
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2 <u>第5項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表(第2条、第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成16年条例第46号)に規定する旅費</td> </tr> <tr> <td><u>農業委員会会長職務代理者</u></td> <td>基本給 月額 40,800円 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定める額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	報酬の額	旅費の額	略		琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成16年条例第46号)に規定する旅費	<u>農業委員会会長職務代理者</u>	基本給 月額 40,800円 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定める額		略			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2 <u>第4項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表(第2条、第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成16年条例第46号)に規定する旅費</td> </tr> <tr> <td><u>農業委員会会長代理</u></td> <td>基本給 月額 40,800円 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定める額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	報酬の額	旅費の額	略		琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成16年条例第46号)に規定する旅費	<u>農業委員会会長代理</u>	基本給 月額 40,800円 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定める額		略		
区分	報酬の額	旅費の額																											
略		琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成16年条例第46号)に規定する旅費																											
<u>農業委員会会長職務代理者</u>	基本給 月額 40,800円 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定める額																												
略																													
区分	報酬の額	旅費の額																											
略		琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成16年条例第46号)に規定する旅費																											
<u>農業委員会会長代理</u>	基本給 月額 40,800円 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定める額																												
略																													

略	国会議員		略	国会議員	
投票所の投票 管理者	の選挙等 の執行経 費の基準		投票管理者	の選挙等 の執行経 費の基準	
期日前投票所 の投票管理者	に関する 法律(昭和 25年法律 第179号)		期日前投票所 投票管理者	に関する 法律(昭和 25年法律 第179号)	
略	第14条第 1項に定 める額。た だし、無投 票となっ た場合の 選挙長及 び選挙立 会人の報 酬は2,000 円とする。		略	第14条第 1項に定 める額。た だし、無投 票となっ た場合の 選挙長及 び選挙立 会人の報 酬は2,000 円とする。	
期日前投票所 の立会人			期日前投票所 立会人		
開票立会人			開票立会人		
公民館運営協 議会委員	年額 22, 200円	琴浦町職 員等の旅 費に関す る条例(平 成16年琴 浦町条例 第54号)に 規定する 旅費	地区公民館長	年額 24 0,000円	琴浦町職 員等の旅 費に関す る条例(平 成16年琴 浦町条例 第54号)に 規定する 旅費
スポーツ推進 委員	年額 50, 600円		文化センター 館長	月額 18 5,600円	
			公民館運営協 議会委員	年額 22, 200円	
			人権教育推進 員	月額 18 8,300円	
			生活相談員	月額 18 4,400円	
			教育相談員	月額 10 0,000円	
			スポーツ推進 委員	年額 50, 600円	

参与	月額 18 5,000円
財産区管理委員	年額50,000円を超えない範囲で予算で定める額とする。
空家等対策審議会委員	日額 7,000円を超えない範囲で予算で定める額とする。
いじめ問題調査委員会委員	
いじめ問題検証委員会委員	
鳥獣被害対策実施隊員	日額 2,000円
嘱託医	予算の範囲内で町長が定める額
学校薬剤師	予算の範囲内で町長が定める額
法令又は条例を設置根拠とする委員及び委員会(審議)	日額 2,000円。ただし、町長が特に必要

参与	月額 18 0,000円
部活動指導員	時間額1,520円以内で、任命権者が別に定める額
財産区管理委員	年額50,000円を超えない範囲で予算で定める額とする。
空家等対策審議会委員	日額7,000円を超えない範囲で予算で定める額とする。
いじめ問題調査委員会委員	
いじめ問題検証委員会委員	
鳥獣被害対策実施隊員	日額 2,000円
嘱託医	予算の範囲内で町長が定める額
学校薬剤師	予算の範囲内で町長が定める額
法令又は条例、 <u>地方公共団体の規則若しくは地方公</u>	日額 2,000円。ただし、町長が特に必要

<u>会その他これに準ずるものを含む。)</u> の構成員で別に規定のないもの	と認める場合は、予算で定める額とする。		<u>共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)</u> の構成員で、別に規定のないもの	と認める場合は、予算で定める額とする。	
---	---------------------	--	--	---------------------	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。